

6 産 第 489 号
令 和 6 年 12 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

珠洲市長 泉谷 満寿裕

市町村名 (市町村コード)	珠洲市 (172057)
地域名 (地域内農業集落名)	西海地区③ (真浦町、仁江町、清水町、片岩町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山間地域では条件不利地が多く獣害被害も多いため遊休農地が増加している。能登半島地震や奥能登豪雨により農地や農道などが大きな被害を受け農業関連インフラの復旧や、新たな農地の受け手の確保、多面的機能直接支払交付金等を活用した住民と連携した荒廃農地の発生防止・解消が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、南瓜、ブロッコリー、大豆、小豆の地域特産物を含めた生産を振興していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や法人等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。

地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を確認した上で契約締結を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の適正な設置による圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
- ②有機栽培の取り組みを推進する。また、緑肥作物の導入による減農薬、減肥料の取り組みを行う。
- ⑦多面的機能交付金を活用し、遊休農地や農道等の保全・管理を行う。